

明石市運賃協議分科会における軽微な事案に対する取扱いについて

1 経緯

- ・ 令和5年10月に道路運送法が改正され、運賃等に関する協議は、地域公共交通会議とは別の協議会(運賃協議会)で行うこととなった。
- ・ 「別紙 道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について(令和7年6月30日付事務連絡・国土交通省物流・自動車局旅客課長通知。以下、「通知」という。)」が発出された。
- ・ 通知では、運賃協議会の開催による関係者の事務手続きの負担軽減を目的に、「軽微な事案」については必ずしも運賃協議会の開催を要しない旨が示されている。
- ・ 「軽微な事案」の例は通知に示されているが、該当する事案は、運賃協議会ごとに協議の上判断されるべきとされた。
- ・ したがって、明石市運賃協議分科会として軽微な事案の取扱いを定めることとした。

2 協議事項

通知で示されている例に準じ、明石市運賃協議分科会の開催を要しない軽微な事案を以下のとおり定める。

- (1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合でも、運賃額に変更がない場合
ただし、競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。
- (2) 毎年イベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

3 今後の取扱いについて

本分科会での承認後、上記の軽微な事案が発生した場合は、明石市運賃協議分科会の開催を省略し、所定の事務手続きを進めることとする。